ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施するふなばし音楽フェスティバル事業（以下「交付事業」という。）に対して、市がふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金（以下「交付金」という。）を交付することにより、文化芸術の振興を図ることを目的として、必要事項を定めるものとする。

（対象経費）

第２条　交付金の交付の対象となる経費は次に掲げる経費とする。ただし、交付金以外の交付事業に係る収入がある場合は、交付事業の交付対象とならない経費に充て、それを超える額について交付対象経費から除くものとする。

⑴　報償費

⑵　旅費

⑶　需用費（消耗品費、食糧費及び印刷製本費に限る。）

⑷　役務費（通信運搬費、広告料、手数料及び保険料に限る。）

⑸　委託料

⑹　使用料及び賃借料

⑺　その他市長が交付事業の実施に必要と認める経費

（交付金の額）

第３条　交付金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

（交付申請）

第４条　交付金の交付を受けようとする実行委員会の委員長（以下「実行委員長」という。）は、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金交付申請書（第 1 号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければなら

ない。

⑴　交付事業計画書

⑵　予算書

⑶　その他市長が必要と認める書類

２　実行委員長は、前項の規定により申請するに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付決定）

第５条　市長は、前条第１項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、交付金の交付決定をするものとし、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金交付決定通知書（第 2 号様式）により、その旨を実行委員長に通知するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、市長は、実行委員長が船橋市暴力団排除条例（平成２４年船橋市条例１８号）第２条第１項に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員等又は同条例第７条第１項に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）である場合は、交付金の交付決定をしないことができる。

３　第１項の規定による交付決定を受けた実行委員長は、交付事業の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をしようとするとき、又は中止し、若しくは

廃止しようとするときは、速やかにふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金交付事業計画（変更・中止・廃止）申請書（第 3 号様式）により市長に申請しなければならない。

4　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その承認若しくは不承認をふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金交付事業計画（変更・中止・廃止）承認（不承認）通知書（第 4 号様式）により実行委員長に通知するものとする。

5　市長は、前条第２項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、交付金の額の確定において当該交付金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

（実績報告）

第６条　実行委員長は、交付事業が完了したときは、その完了した日から起算して２０日以内又は交付金の交付の決定に係る会計年度の３月３１日のいずれか早い日までに、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金実績報告書（第 5 号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

⑴　交付事業報告書

⑵　決算書

⑶　交付事業の成果

⑷　その他市長が必要と認める書類

2　第４条第２項ただし書の規定により交付の申請をした実行委員長は、前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（額の確定等）

第７条　市長は、前条第１項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、その報告に係る交付事業の成果が、交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを調査し、その内容が適正と認められるときは、交付金の額を確定し、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金確定通知書（第６号様式）により実行委員長に通知するものとする。

（交付の時期等）

第８条　交付金は、前条の規定により確定した額を、交付事業が完了した後に交付する。ただし、市長が必要があると認めたときは、完了前に交付することができる。

２　実行委員長は、前項のただし書により交付事業の完了前に交付金の交付を受けようとするときは、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金交付請求書（第７号様式）により市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消等）

第９条　市長は、実行委員長が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　第５条第４項のふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金交付事業計画（変更・中止・廃止）承認（不承認）通知書が不承認であったとき。

⑵　偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

⑶　暴力団等であることが判明したとき。

⑷　交付金を他の用途に使用したとき。

⑸　第１２条の規定に違反して承認を受けないで交付事業により取得し、又は効用の増加した財産を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

⑹　前各号に掲げるもののほか、交付金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等に違反したとき又は市長の処分に従わなかったとき。

２　前項の規定は、交付事業について交付すべき交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

３　第５条第１項の規定は、第１項の規定による取消しをした場合について準用する。

（交付金の返還）

第１０条　市長は、交付金の交付決定を取り消した場合において、交付事業の当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金返還命令書（第８号様式）によりその返還を命ずるものとする。

２　市長は、実行委員長に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、交付金返還命令書により確定額を超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第１１条　実行委員長は、第９条第１項の規定により交付金の交付決定が取り消された場合において、交付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該交付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年１０．９５パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

２　交付金が２回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する交付金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えると

きは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

３　第１項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、実行委員長の納付した金額が返還を命ぜられた交付金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた交付金の額に充てられたものとする。

４　実行委員長は、交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額）につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（財産の処分の制限）

第１２条　実行委員長は、交付事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を市長の承認を受けないで、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、交付金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は交付金の交付の目的を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

⑴　不動産及びその従物

⑵　機械及び重要な器具で市長が定めるもの

⑶　その他交付金の交付の目的を達成するため、市長が必要と認めるもの

（関係書類の整備）

第１３条　実行委員長は、交付事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を交付金の交付に係る会計年度終了後５年間保管しておかなければならない。

（調査又は報告）

第１４条　市長は、交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、実行委員長に対して、交付事業の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還）

第１５条　実行委員長は、交付事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）は、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書（第9号様式）により速やかに、遅くとも交付事業完了日の属する年度の翌々年度６月３０日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該交付金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

なお、実行委員長は、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（その他）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成２６年１１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年７月１日から施行する。

第１号様式

年　　月　　日

ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金交付申請書

船橋市長　あて

申請者　住所
団体名
代表者氏名

交付金の交付を受けたいので、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金交付要綱の規定により、次のとおり申請します。

交付年度	年度	交付金の名称	
交付事業	名称		
	目的及び内容		
	効果		
経費所要総額		円	
交付申請額		円	
着手及び完了予定年月日		着手予定　年　月　日 完了予定　年　月　日	
添付書類		１．交付事業計画書 ２．予算書 ３．その他	

消費税の適用に関する事項（該当するものに☑）

① 交付金交付額の算定

□消費税額を交付対象経費に含めないで交付金交付額を算定
□消費税額を交付対象経費に含めて交付金交付額を算定 ※確定申告により仕入税額控除した消費税に係る交付金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要となります（返還額が０円の場合も含む）

② ①で「消費税額を交付対象経費に含めて交付金交付額を算定」を選択した理由

□免税事業者である
□簡易課税事業者である
□消費税法別表第３に掲げる法人等であって特定収入割合が５％を超える
□その他 （　　）

第２号様式

船教文第　　号

年　　月　　日

ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金交付決定通知書

団体名

代表者氏名　　様

船橋市長　　印

年　　月　　日付申請のあった交付金の交付について次のとおり決定したので、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金交付要綱の規定により通知します。

交付年度	年度	交付金の名称	
交付事業の名称			
経費所要額のうち交付の対象となる経費		円	
交付決定額		円	
交付条件		１　交付事業の経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること。 ２　交付事業を変更、中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。 ３　交付事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 ４　申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、交付金の額の確定において当該交付金に係る消費税仕入控除税額を減額すること。	

第３号様式

年　　月　　日

ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金交付事業計画
（変更・中止・廃止）申請書

船橋市長　あて

申請者　住所
団体名
代表者氏名

交付金の交付事業計画を（変更・中止・廃止）したいので、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金交付要綱の規定により、次のとおり申請します。

<table>
<tr><td>交付決定年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td>文書番号</td><td></td></tr>
<tr><td>交付年度</td><td>年度</td><td>交付金の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">交付事業の名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">変更又は中止（廃止）の理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">（変更の場合）
交付事業の内容</td><td colspan="3">（変更前）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（変更後）</td></tr>
<tr><td colspan="2">変更又は中止（廃止）年月日</td><td colspan="3">年　　月　　日（予定）</td></tr>
<tr><td colspan="2">添付書類</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

第４号様式

船教文第　　号
年　　月　　日

ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金交付事業計画
（変更・中止・廃止）承認（不承認）通知書

団体名
代表者氏名　　様

船橋市長　　印

年　　月　　日付申請のあった交付金の交付事業計画を（変更・中止・廃止）することについて、次のとおり決定したので、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金交付要綱の規定により通知します。

記

１　承認の可否　　承認　　不承認
２　承認しない場合理由
３　承認に対する条件等

第５号様式

年　　月　　日

ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金実績報告書

船橋市長　あて

住所
団体名
代表者氏名

交付事業が完了したので、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金交付要綱の規定により、交付事業の実施状況を次のとおり報告します。

交付決定年月日	年　月　日	文書番号	
交付年度	年度	交付金の名称	
交付事業の名称			
着手年月日	年　　月　　日		
完了年月日	年　　月　　日		
交付決定額	円		
既交付額	円		
交付対象経費精算額	円		
添付書類	１．交付事業報告書 ２．決算書 ３．交付事業の成果 ４．その他		

第６号様式

船教文第　　号
年　　月　　日

ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金確定通知書

団体名
代表者氏名　　様

船橋市長　　印

年　　月　　日付で実績報告のあった交付事業について、次のとおり交付金の額を確定したので、ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金交付要綱の規定により通知します。

交付決定年月日	年　月　日	文書番号	
交付年度	年度	交付金の名称	
交付事業の名称			
交付決定額	円		
交付対象経費 精算額	円		
交付確定額	円		

第７号様式

年　　月　　日

ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金交付請求書

船橋市長　あて

申請者　住所
団体名
代表者氏名

ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金交付要綱の規定により、次のとおり請求します。

交付決定年月日	年　　月　　日	文書番号	
交付年度	年度	交付金の名称	
交付事業の名称			
交付決定額	円		
既交付額	年　　月　　日交付＿＿＿＿＿＿円 年　　月　　日交付＿＿＿＿＿＿円 年　　月　　日交付＿＿＿＿＿＿円 計＿＿＿＿＿＿円		
今回交付請求額	円		
未交付額	円		
添付書類	１．ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金交付決定通知書の写し ２．その他（　　）		

第８号様式

船教文第　　号
年　　月　　日

ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金返還命令書

団体名
代表者氏名　　様

船橋市長　　印

ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金交付要綱の規定により、次のとおり交付金の返還を命ずる。

返還すべき金額	円		
返還期限	年　　月　　日まで		
返還を命ずる理由			
返還方法			
交付決定年月日	年　月　日	文書番号	
交付年度	年度	交付金の名称	
交付事業の名称			
交付決定額	円		
既交付額	年　　月　　日　交付＿＿＿＿＿円 年　　月　　日　交付＿＿＿＿＿円 年　　月　　日　交付＿＿＿＿＿円 計＿＿＿＿＿円		
交付確定額	円		

第９号様式

ふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金に係る
消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書

年　　月　　日

船橋市長　あて

申請者　住所
団体名
代表者氏名

年　月　日付船教文第　　号により交付決定があったふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金について、下記のとおり報告します。

記

１　交付金交付確定額

金　　円

２　確定申告により確定したふなばし音楽フェスティバル実行委員会交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（※消費税の申告義務がない場合も０円と記載すること）

金　　円

※０円の場合はその理由について☑
　☐消費税の申告義務がない
　☐簡易課税方式による申告を行っている
　☐消費税法別表第３に掲げる法人等であって特定収入割合が５％を超える
　☐その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が０円だった場合など）

３　添付資料
・返還額算出シート
（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第３に掲げる法人等であって特定収入割合が５％を超える事業者は添付不要）